

千葉県立地企業補助金のご案内

千葉県では豊富なバリエーションで企業の皆様の立地を支援します。

1 新規立地 (再投資等の場合は次ページ 2 をご覧ください)

◎主な共通要件

- 平成26年4月1日以降の土地取得契約(賃借含む)及び建物の建築契約であること
- 建築着工前または建物の取得契約締結前であること

1 投下固定資産額が500億円以上の場合

[補助メニュー名: 大規模投資企業立地 補助額上限: 70億円]

県内全域対象!

○補助の要件

- 対象施設: 製造業の工場又は他の県の産業振興施策に合致するものとして知事が特に認める施設
- 投下固定資産額: **500億円**以上
- 事業従事者: **300人**以上

【補助内容】

- 建物に係る不動産取得税相当額
- 償却資産に係る固定資産税相当額 (操業開始年度の翌年度課税分のみ補助[1回限り])

2 本社を立地する場合

[補助メニュー名: 本社立地 補助額上限: 10億円]

県内全域・全業種対象!!

○補助の要件

- 対象施設: 本社(全業種)
- 延床面積: **500m²**以上
- 事業従事者: **50人**以上

【補助内容】

- 建物に係る不動産取得税相当額
- 償却資産に係る固定資産税相当額 (操業開始年度の翌年度課税分のみ補助[1回限り])

3 研究所を立地する場合

[補助メニュー名: 研究所立地 補助額上限: 10億円]

県内全域対象!

○補助の要件

- 対象施設: 自然科学研究所
- 敷地面積: **1,000m²**以上
- 事業従事者: **10人**以上(特定振興地域(8ページ)は5人以上)

【補助内容】

- 建物に係る不動産取得税相当額
- 償却資産に係る固定資産税相当額 (操業開始年度の翌年度課税分のみ補助[1回限り])

4 工業団地等に工場を立地する場合 (※指定の工業団地内の未分譲地に限る)

[補助メニュー名: 工場立地 補助額上限: 10億円]

○補助の要件

- 対象施設: 製造業の工場
- 敷地面積: **1,000m²**以上
- 事業従事者: **10人**以上(特定振興地域(8ページ)は5人以上)

【補助内容】

- 建物に係る不動産取得税相当額
- 償却資産に係る固定資産税相当額 (操業開始年度の翌年度課税分のみ補助[1回限り])

※未分譲地がある指定工業団地 (令和3年7月末現在) ・千葉土気緑の森工業団地 ・かずさアカデミアパーク

5 市町村の助成を受けて立地する場合

[補助メニュー名: がんばる市町村連携 補助額上限: 10億円]

○補助の要件

- 立地する市町村の企業立地に関する助成(補助金や市町村税の課税免除等)を受けること**
- 対象施設: 製造業の工場又は流通加工施設 (特定振興地域(14ページ)は上記のほか植物工場、情報サービス業、宿泊業、観光業の施設も含む)
- 敷地面積: **1,000m²**以上
- 事業従事者: **10人**以上(特定振興地域(8ページ)は5人以上)

【補助内容】

- 建物に係る不動産取得税相当額

2 再投資

県内事業者限定!!

◎主な共通要件(※)

- 県内での操業実績が**3年以上**あること 建築着工前であること
- 平成26年4月1日以降の建物の建築契約であること

※平成17年4月1日から平成26年3月31日までの間に土地取得・賃借をした土地で、平成26年3月31日までに操業実績のない土地を利用し、建物の建築に着手する場合を除く。

1 大企業の再投資の場合

[補助メニュー名: 競争力強化(再投資支援) 補助額上限: 10億円]

○補助の要件

- 対象施設: 製造業の工場又は自然科学研究所
- 立地する市町村の企業立地に関する助成(補助金や市町村税の課税免除等)を受けること**
- 投下固定資産額: **10億円**以上
- 雇用の維持及び事業の高度化**

【補助内容】・建物に係る不動産取得税相当額

2 中小企業の再投資の場合

[補助メニュー名: マイレージ型(累積投資型) 補助額上限: 10億円]

中小企業限定!!

○補助の要件

- 対象施設: 製造業の工場又は自然科学研究所
- 投下固定資産額: **3年間で1.5億円**以上
- 雇用の維持及び事業の高度化**

【補助内容】・建物に係る不動産取得税相当額

<累積投資のイメージ> 1年目 5,000万円 + 2年目 5,000万円 + 3年目 5,000万円 = 3年間で累積1.5億円の投資で対象に!!

3 旅館・ホテル等の再投資の場合

[補助メニュー名: 競争力強化(再投資支援) 補助額上限: 10億円]

特定振興地域のみ

○補助の要件

- 対象施設: 宿泊業の「旅館」「ホテル」、観光業の「公園」「遊園地」に該当する施設
- 立地する市町村の企業立地に関する助成(補助金や市町村税の課税免除等)を受けること**
- 投下固定資産額:**2億円**以上
- 雇用者が10%以上増加**すること(最低2名)

【補助内容】・建物に係る不動産取得税相当額

3 雇用創出

建物を賃借する場合でも利用可能!

立地に伴い雇用者数が増加する場合 (1 新規立地・2 再投資との併用可能)

[補助メニュー名: 雇用創出支援 補助額上限: 1億円]

○補助の要件

- 対象施設: 本社、製造業の工場、自然科学研究所、流通加工施設
- ※特定振興地域(8ページ)は上記のほか、植物工場、情報サービス業、宿泊業の「旅館」「ホテル」、観光業の「公園」「遊園地」に該当する施設
- 建築着工前または建物の取得(賃借含む)契約前**であること
- 敷地等の規模: **建物延床面積500m²以上**または敷地面積**1,000m²以上**
- 正規雇用者数:

【補助内容】 ※いずれも操業開始から3年経過後に1回のみ補助
 ・正規雇用者 5万円/人
 ・高度人材 30万円/人

	正規雇用者数の要件	企業別	操業開始時	操業開始後3年経過時
①新規立地の場合		大企業	25人以上(13人以上)	50人以上(25人以上)
		中小企業	13人以上(7人以上)	25人以上(13人以上)
②県内移転、再投資の場合		大企業	50人以上(25人以上)	1人以上の増加
		中小企業	25人以上(13人以上)	1人以上の増加

※上記表の()書きの人数は特定振興地域の場合

- 【補助対象となる者】(右記のいずれかに該当する正規雇用者)
- ア 一年以上継続して県内に住所を有し、かつ、一年以上継続して雇用されている者(県内移転等の場合にあつては、当該県内移転等に伴い増加した正規雇用者のうち、一年以上継続して県内に住所を有し、かつ、一年以上継続して雇用されている者)
 - イ 県内に住所を有し、かつ、一年以内に新たに雇用された者
 - ウ 一年以内に県外の工場等からの異動により県内に住所を有することとなり、かつ、一年以上継続して雇用されている者